2　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その決定について説明する。

3　一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、他方の締約国は、一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

第九十六条　適合性評価

1　両締約国は、一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の区域内において用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、かつ、自国の法令に従い、他方の締約国が適当なときに是正手段をとることができるようにその決定の理由について説明する。

3　一方の締約国は、可能な場合には、自国の区域内における適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他方の締約国における適合性評価機関を認定し、指定し、又は承認する。一方の締約国は、自国の区域における機関であって特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を行うが、他方の締約国における機関であって当該強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を拒否する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その拒否の理由について説明する。

4　一方の締約国は、他方の締約国において適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認する取決めを締結するための交渉を開始することについて他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否することを決定したときは、他方の締約国に対し、その決定の理由について説明する。

第九十七条　透明性

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく世界貿易機関の事務局への通報と同時に、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って設けられた他方の締約国の照会所に対し、電子的な手段により、次のものに係る通報を行う。

(a)　自国の強制規格案及び適合性評価手続案

(b)　安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上生じている又は生ずるおそれがある緊急の問題に対処するために制定された自国の強制規格及び適合性評価手続

2　一方の締約国による強制規格及び適合性評価手続に係る通報には、当該強制規格及び適合性評価手続の英語版テキストを掲載するウェブサイトのアドレスについての情報又は他方の締約国の要請があった場合には当該英語版テキストの写しを可能であれば含めることとする。当該写しが長大である場合には、当該写しに代えて主要な要件を含む当該強制規格及び適合性評価手続の英語の要約を含めることとする。

3　両締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、一方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通報の後、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日間の期間を置くよう努める。いずれの締約国も、意見の提出期間の延長についての合理的な要請に対して積極的な考慮を払う。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

5　各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が無料の、かつ、公に利用可能な公式のウェブサイトにおいて入手できることを確保するよう努める。両締約国は、この協定の効力発生から六十日の期間内に公式のウェブサイトの一覧表を交換し、適当な場合には、当該一覧表の修正を交換する。

6　一方の締約国は、強制規格を遵守していないことが認められたことにより他方の締約国から輸出された産品を入港の際に留置する場合には、当該産品の留置の理由について輸入者に直ちに通報するよう努める。

第九十八条　技術協力

両締約国は、特に次の目的のため、協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を払う。

(a)　この章の規定の実施を奨励すること。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定の実施を奨励すること。

(c)　人的資源の形成及び訓練を含め、標準化、強制規格及び適合性評価手続に関連する機関を強化すること。

(d)　標準化及び適合性評価の分野において国際機関における協力を増進すること。

第九十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について監視を行うこと。

(b)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、制定又は適用に関し、締約国が提起した問題に速やかに取り組むこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。

(e)　貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置された貿易の技術的障害に関する委員会の下での進展に照らしてこの章の規定を検討し、必要な場合には、この章の改正についての勧告を作成すること。

(f)　適当と認める場合には、委員会に対しこの章の規定の実施及び運用に関する報告を行うこと。

(g)　この章の目的を達成するために必要な場合には、特定の問題又は分野を扱う特別作業部会を設置すること。

(h)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間の場での活動に関する情報の交換を行うこと。

(i)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両締約国が考える措置をとること。

(j)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

5　この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

6　5に規定する当局は、自国の区域内における関連する機関及び者の間の調整を行うこと並びに必要に応じて当該機関及び者の招集を確保することについて責任を負う。

第百条　情報の交換

一方の締約国がこの章の規定に従って要請する情報及び説明は、両締約国が合意する合理的な期間内（可能な場合には六十日以内）に、印刷物で又は電子的に、他方の締約国によって提供される。